

平成 26 年度第 5 回八戸市子ども・子育て会議議事録

【日時】

平成 26 年 9 月 30 日（火） 13 時 30 分から 14 時 45 分

【場所】

八戸市庁 本館 3 階 第 3 委員会室

【出席者】

(1) 出席委員（委員一覧順：15 名）

前澤委員、坂本委員、関川委員、山西委員、椛沢委員、田頭委員、田中委員
出貝委員、松井委員、阿部委員、小向委員、小笠原委員、瀧澤委員、長澤委員
中川原委員

(2) 事務局（7 名）

石田福祉部長（兼）福祉事務所長、加賀福祉部次長（兼）こども家庭課長

【こども家庭課】

池田参事（家庭支援 G L 事務取扱）兼参事、工藤副参事（こども支援 G L）
吉田主幹、清川主査、上村主事

【会議次第】

1 開会

2 議事

- (1) 八戸市子ども・子育て支援事業計画に定める確保方策（案）について
- (2) 八戸市次世代育成支援行動計画後期計画平成 25 年度実施状況について
- (3) その他

3 閉会

議事録

(開会 13 : 30)

○司会

ただいまより、平成 26 年度第 5 回八戸市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は所用のため、伊藤様、荒谷様から欠席の御連絡がありました。委員 17 名中、半数以上が出席でございますので、八戸市子ども・子育て会議条例第 7 条第 2 項の規定により会議が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、坂本会長より御挨拶をいただきます。

○会長

本日で第 5 回になりました八戸市子ども・子育て会議でございます。

毎月皆様にお集まりいただき、計画について御審議いただいておりますことに対しまして、改めて感謝申し上げます。それぞれの市町村で地域にあった形での計画を策定しているところございまして、八戸らしさといえますか、八戸に合った計画を作ってまいりたいとの思いは、委員の皆様同じでございます。

今日は、1 つ目には、八戸市子ども・子育て支援事業計画に定める確保方策案について検討していただきたい。2 つ目は八戸市次世代育成支援行動計画後期計画の実施状況の報告について、御意見を頂きたいということでもありますので、委員の皆様にはよろしく願いいたします。皆様の御意見を頂いて、御審議をよろしく願いいたします。

○司会

ありがとうございました。

大変、申し訳ありませんが、ここで坂本会長は、所用のため退席させていただきます。

当会議の議長は、当会議条例第 6 条第 4 項により、副会長は、会長が欠けたときはその職務を代理する規定に基づき関川副会長が務めることとなります。副会長より御挨拶いただき、引き続き議事をお願いいたします。

○副会長（議長）

規定でございますので議長を務めさせていただきます。

資料 1、2 とありまして、八戸市子ども・子育て支援事業計画に定める確保方策案と、八戸市次世代育成支援行動計画後期計画の実施状況報告となります。皆様から御指導いただきながら進めてまいりたいと思います。御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日 1 つ目の議事（1）八戸市子ども・子育て支援事業計画に定める確保方策（案）について、事務局より説明願います。

○事務局

八戸市子ども・子育て支援事業計画に定める確保方策（案）について御説明いたします。

まず初めに、確保方策につきましては、県への報告が本日までとなっていることから、

恐れ入りますが、本日の会議にて、御審議及び御承認をいただきたいと考えております。

それでは、資料1、1ページをお開き願います。

事業計画における量の見込みにつきましては、7月14日第3回の会議にて御承認をいただいたものです。1ページ目は教育・保育の、1号・2号・3号認定子どもに関する量の見込みを載せております。

次に、2ページを御覧ください。

こちらは、市が実施する予定の地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みを載せております。こちらも、第3回の会議にて御承認をいただいております。

続きまして、3ページを御覧ください。

ここで改めて、事業計画における確保方策の位置付けについて、御説明いたします。

子ども・子育て支援事業計画は、対象となる事業ごと及び提供区域ごとに、必要となる利用定員の総数、これを量の見込みと呼んでおりますが、量の見込みに対応するよう、提供体制の確保の方策とその実施時期を、5年の計画期間内について定めるものです。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、教育・保育（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業）については平成29年度までに、地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）については、平成31年度までに提供体制が整備されるよう、確保方策を定めることとされております。

事業計画は、毎年度、点検・評価を行い、計画に定めた量の見込み及び確保の内容と対比して、必要がある場合、例えば実態と計画の内容が大きく離れている場合などには、中間の年を目途に見直すこととなっております。

これらを踏まえ、市では、事業計画で定める確保方策に基づいて提供体制の整備を図り、施設型及び地域型保育給付並びに地域子ども・子育て支援事業を、総合的かつ計画的に実施してまいりますので、この確保方策について、本日御審議をいただくものです。

次に、事業計画のイメージについて御説明いたします。

量の見込み及び確保方策は、国の様式に基づき、年度ごとに表のとおりに表示されます。

この表の数字は、説明のためのイメージであることを予めお断わりいたします。

下に、表の見方を載せてございます。

27年度では、2号認定子どもが70人分、3号認定子どもが140人分、提供体制が不足しております。②の確保方策から、①の量の見込みを引いた数がマイナスの場合、不足していることを表します。そのため、29年度までに提供体制を整備する必要があります。

太線の四角の囲みの数字のとおり、29年度に向けて、教育・保育施設の定員拡大や、地域型保育事業の新設などを行うことが想定され、その結果、29年度では供給体制が確保されているという内容となっております。

この表を用いまして、次のページから、八戸市の確保方策（案）について御説明いたします。

4ページを御覧ください。

教育・保育の確保方策のうち、1号認定子ども、つまり3歳以上の教育ニーズに対する確保方策につきましては、表の上の米印のとおり、事業者への意向調査及び在園児数から推計した利用定員で算出しております。

表の中で、2号（教育ニーズ）となっておりますのは、2号認定子ども、つまり3歳以

上で保育が必要な子どもでも、幼稚園の利用を希望する場合などがありますので、それは1号と同じ確保方策に含めてよいこととなっているものです。

表を御覧いただきますと、①の量の見込みに対して、②の確保方策は、27年度から31年度まで不足は出ないことが見込まれます。

よって、表の下、確保方策としましては、市全体で提供体制に不足は生じない見込みとなっていることから、既存施設により提供してまいります。

ここでの既存施設には、幼稚園及び認定こども園のほか、保育施設から認定こども園への移行を予定している施設を含めて推計しております。

なお、広域利用の考え方としまして、本市では、市外の子どもによる利用が一定数見込まれますが、今後も利用が継続するかどうかの予測が難しいことから、広域利用人数につきましては、別途把握していくこととします。

参考までに、広域利用人数の表は、過去の実績から、利用が多い市町村分、目安として1市町村につき10人以上の利用がある場合について、おおよその人数を載せております。

次に、5ページを御覧ください。

教育・保育の確保方策のうち、2号・3号認定子ども、つまり保育が必要な子どもの確保方策について御説明いたします。

提供区域は10地区で設定しており、ここではそれらを合計した市全体の数値を載せてございます。

表の上の米印のとおり、確保方策の事業類型及び利用定員は事業者への意向調査等によるもので、例えば認定こども園への移行や地域型保育を実施する予定があるなど、意向調査での回答内容を反映して算出しております。

表を御覧いただきますと、①の量の見込みに対して、②の確保方策・計を見ますと、27年度から29年度まで、0歳に関しては30年度までマイナスが出ております。

このことから、表の下、確保方策としましては、市全体においては、事業者への意向調査などから推計した提供体制では、29年度において不足が生じる見込みとなっております。

繰り返しとなりますが、事業計画では、教育・保育については29年度までに確保策を講じることとされております。

しかしながら、既存施設の定員拡大、幼稚園から認定こども園への移行、地域型保育事業の実施などにより提供体制の確保が可能であると見込まれ、その数字を算出したものが③の確保方策・合計の数字となっております。

提供区域ごとにおいては、年齢別又は施設単位で定員超過や定員割れの状況が異なるため、実態に即した定員設定に努めてまいります。

新制度では、認可定員を超えた入所ができないこととなっていることから、特に現在、定員超過が常態となっている保育施設におきましては、認可定員を増やすことについて、御理解と御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

なお、広域利用の考え方としましては、市外の子どもによる利用及び八戸市民で市外の施設を利用する子どもは、一定数が見込まれますが、提供区域ごとの利用状況につきましては、今後も利用が継続するかどうかの予測が難しいことから、広域利用人数は市全体として別途把握していくこととします。

次に、6ページから10ページまでは、10地区の提供区域ごとの確保方策を載せてござい

ます。

6 ページを御覧ください。

Aの豊崎・上長地区は、全ての年度において提供体制が確保されていることから、これに基づき体制を維持してまいります。

下のBの長者・根城地区では、事業者への意向調査などから推計した提供体制、表の②の確保方策・計の数字ですが、27年度から31年度まで不足が見込まれます。

しかしながら、既存の保育施設の定員拡大や幼稚園から認定こども園への移行、あるいは幼稚園による地域型保育事業の実施などにより、29年度までに提供体制を確保できると見込まれますので、表の③の確保方策・合計の数字として算出し、これに基づいて提供体制を確保してまいります。

続きまして、7 ページを御覧ください。

Cの三八城・下長地区、下のDの小中野・柏崎・吹上地区は、どちらも表の②の確保方策の計、つまり事業者の意向調査から推計した提供体制では不足が見込まれます。

そのため、既存施設の定員拡大などを働きかけるとともに、なお不足する状況であれば、年度によっては近隣の他の区域の施設の利用による調整など対応が必要ですが、今後、実態を把握しながら区域内での提供体制の確保に努めてまいります。

続きまして、8 ページを御覧ください。

Eの白銀・湊・大館地区におきましても、②の確保方策の計では、提供体制の不足が見込まれることから、既存施設の定員拡大などを働きかけ、29年度までに提供体制を確保するよう努めてまいります。

下のF、鮫・南浜地区につきましても、全ての年度において確保されておりますので、これに基づき体制を維持してまいります。

続きまして、9 ページを御覧ください。

上の市川地区、下の館地区は、どちらも提供体制が概ね確保されているため、これに基づき体制を維持してまいります。

続きまして、10 ページを御覧ください。

上の是川地区、下の南郷地区は、どちらも概ね提供体制が確保されておりますが、年度によっては、若干の不足が見込まれますので、近隣の他の区域の施設の利用による調整を図るなど、今後、実態の把握に努めてまいります。

以上が、教育・保育に関する確保方策案でございます。

次に、11 ページを御覧ください。

地域子ども・子育て支援事業の確保方策について、御説明いたします。

新制度において市町村が行う事業としては、13事業がございますが、当市では、1番から10番までの事業を行う予定となっており、第3回の会議において、各事業の量の見込みについて御承認をいただいております。

次のページから、事業ごとの確保方策について、御説明いたします。

ここで、12 ページについて、差替がございますので、本日お配りしました資料1、差替版を御覧ください。変更箇所につきましては、説明の中で申し上げます。

それでは、1、時間外（延長）保育事業について御説明いたします。

事業内容は、保護者の就労状況などにより必要な場合に、保育所及び認定こども園など

で、通常の利用時間を延長して保育を行うものです。

提供区域は、2号・3号認定子どもの教育・保育と同様、10地区を設定しており、確保方策としましては、既存施設により提供体制が確保されているため、現状の体制を維持し、実施してまいります。

なお、確保方策の人数は、ニーズに合わせて実施施設ごとに提供されるものであることから、量の見込みと同数で設定しております。

下にまいりまして、2、放課後児童健全育成事業について御説明いたします。

事業内容は、保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に対し、指導員のもとで生活の場を提供するものです。

提供区域は小学校区で、30地区の量の見込みを載せておりますが、その下の表で訂正がございます。

平成30年度及び31年度の下線部のとおり、低学年及び高学年の内訳を誤っておりますので、訂正しお詫び申し上げます。

確保方策は、登録児童数で表すこととなっております、これまでの実績から推計し算出しております。

今後は、既存の放課後児童クラブによる提供体制を維持し、実施していくとともに、実際の利用状況の把握に努めてまいります。

続きまして、資料1に戻りまして、13ページを御覧ください。

3、子育て短期支援事業（ショートステイ）について御説明いたします。

事業内容は、保護者の疾病その他の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、短期間、児童を保護するものです。

確保方策としましては、児童養護施設浩々学園で受入れを行っており、提供体制が確保されているため、現状の体制を維持し実施してまいります。

参考までに、浩々学園では通常、1日当たり2人の枠で、施設の状況により受入れを行っております。

なお、確保方策の延べ人数は、量の見込みの最大値に合わせて、27年度の延べ67人と同数で設定しております。

続きまして、4、地域子育て支援拠点事業について御説明いたします。

事業内容は、地域の子育て家庭の交流促進や、育児相談などを実施するもので、確保方策は実施箇所数を設定することとなっております。

現在は、15の保育所にこどもはっちを加え、計16箇所を実施しており、提供体制が確保されているため、現状の体制を維持し実施してまいります。

続きまして、5、一時預かり事業について御説明いたします。

事業内容は、幼稚園で通常の見園時間を延長して在園児を預かる預かり保育のほか、家庭での保育が一時的に困難となった場合、保育所などで預かるものです。

計画では、5-1のとおり、1号認定子どもが利用する幼稚園の預かり保育、5-2のとおり、2号認定子どもが利用する幼稚園の預かり保育、5-3のとおり、幼稚園の預かり保育以外の保育所での一時預かりなどについて、確保方策を定めることとなっております。

確保方策としましては、既存の幼稚園または保育所などで、提供体制が確保されている

ため、現状の体制を維持し実施してまいります。

なお、5-1から5-3までの表において、確保方策の延べ人数は、ニーズに合わせて実施施設ごとに提供されるものであることから、量の見込みと同数で設定しております。

続きまして、14ページを御覧ください。

6、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）について、御説明いたします。

事業内容は、病気の回復期に至っていないが、症状が安定している児童（病児）、及び病気の回復期にあるが、集団保育が困難な児童（病後児）を保育するもので、確保方策としましては、既存の5箇所の施設において提供体制が確保されているため、現状の体制を維持し実施してまいります。

なお、確保方策の延べ人数、5,800人は、5箇所の施設における最大受入可能人数を設定したものです。

続きまして、7、利用者支援事業について御説明いたします。

事業内容は、多岐にわたる子育て支援事業から、最適な事業を利用者につなぐ支援を行うもので、確保方策としましては、市庁こども家庭課窓口での提供体制により確保されているため、現状の体制を維持し実施してまいります。

続きまして、8、妊婦健診事業について御説明いたします。

事業内容は、母子の健康を保ち、妊婦が安心して出産できるよう、妊婦健診に対する補助を行うもので、現在、通常は14回分、双子など多胎の場合には、7回分を追加で補助しております。

確保方策としましては、妊婦の届出があった市民を対象として実施しているため、現状の体制を維持し実施してまいります。

なお、確保方策の延べ人数は、量の見込みの人数に14回分を掛けたものですが、多胎の場合には、7回分追加で補助されるものです。

続きまして、9、乳児全戸訪問事業について御説明いたします。

事業内容は、保健師及び看護師が乳児家庭を訪問し、発育状況の確認や保護者の育児相談、子育て支援の情報提供などを行うもので、確保方策としましては、市内全ての出生児の家庭を対象として実施しているため、現状の体制を維持し実施してまいります。

なお、確保方策は事業を実施するかどうかを定めることとなっておりますので、表では事業実施と記載しております。

最後に、10、ファミリー・サポート・センター事業について御説明いたします。

事業内容は、育児の援助を受けたい依頼会員と、支援したい提供会員の相互の間で、育児援助を行うものです。

確保方策としましては、現状の提供体制により確保されているため、現状の体制を維持し実施してまいります。

なお、確保方策の延べ人数は、量の見込みの最大値に合わせて、27年度の延べ343人と同数で設定しております。

以上が、八戸市子ども・子育て支援事業計画に定める確保方策の案でございます。

最後に、繰り返しとなり恐れ入りますが、本案件につきましては、本日の会議にて、御審議及び御承認をいただきたいと考えております。

事業計画は、新制度の開始後におきましても、状況に合わせて見直しを行うこととなっておりますので、まずは当初計画における確保方策の案として、御理解いただきますよう、お願い申し上げます。

以上で、説明を終わります。

○副会長（議長）

ただいま説明をいただきました、本日の会議にて御承認いただきたいということですが、何か御質問・御意見をお願いいたします。何かございますか。

○委員

13 ページの地域子ども子育て支援事業確保方策、5－2 幼稚園の預かり保育（2号認定）というところで、2号認定は保育ニーズと理解してよろしいのでしょうか。

給付を受ける幼稚園に在園する預かり保育を行われているお子様と解釈してよろしいですか。

○事務局

そのとおりでございます。

○委員

幼稚園では2号認定子どもという呼び名といますか、給付を受ける幼稚園でも2号認定子どもという形態はあるという解釈でよろしいのでしょうか。

というのは、幼稚園は1号認定子どもの中に一時預かり事業の幼稚園型があると思っていたのですが、公定価格が2号認定という位置付けになるのであれば今まで想定していた解釈が違ってくるので。

○事務局

確認いたしますので、お待ちください。

○副会長（議長）

2号認定子どもは3歳以上で保育を利用することありますが、そういう方たちも幼稚園の預かり保育をしていくという考えですか。

○事務局

2号認定子どもでも幼稚園の教育を受けたい場合、幼稚園を利用できます。特別利用保育という形で受けますが、その後も続くと見込まれる場合は、1号認定に切り替えることがあるものです。

○委員

本来2号認定を受けることができるお子さんの場合でも、幼稚園に入る場合は2号認定という言い方では入ることができない、両親がフルタイムで働いている場合でも幼稚園に

入ってもいいわけですが、幼稚園に入った場合はその人は2号認定とは言わないと理解していましたが。

これは、幼稚園に在籍していない2号認定の実態の子どもが預かり保育を利用するということなのですか。

○事務局

2号認定子どもが幼稚園に入園して、なおかつ、預かり保育を受ける場合を記載しております。

○委員

そもそも2号認定子どもが幼稚園に入園することができるのかどうか、については。

○事務局

国の資料では、幼稚園と保育所を併願する場合、2号認定のままで特例施設型給付の対象となり、幼稚園型の一時預かり事業を利用できるとされております。幼稚園でも1号認定と2号認定が存在することがあり得るものです。

給付においては特例施設型給付費ですが、一時預かり事業では幼稚園で実施する幼稚園型一時預かり事業を利用することとなります。

○委員

2号認定子どもの保育標準時間で預かり保育を利用することはあり得ることということでしょうか。

○事務局

基本的に2号認定子どもは保育を必要とするので標準時間とすれば8時間とか11時間の保育標準時間となります。

一時預かりについては、平日について、さらに延長して施設を利用する場合は延長保育になるのですが、休日、日曜日とかになる場合、一時預かりの対象となるものです。

○委員

ニーズ調査では幼稚園で休日の利用を希望するニーズがあったということでしょうか。

○事務局

13 ページ、5-1は1号認定子どもが一時的に家庭で保育ができない場合のニーズと確保方策となります。

5-2は、今まで幼稚園で恒常的に預かり保育を利用している量の見込みと確保方策です。

幼稚園に入る場合、1号認定を受けて入園するのが基本であり、保育が必要な家庭であっても希望して1号認定を受けて幼稚園に入園できる仕組みです。例外的な内容として、本来2号になる子どもが幼稚園と保育所を併願する場合が想定されまして、まず2号の認

定を受け、保育所に入れない場合、2号認定のまま幼稚園を利用する場合もあるものです。この場合、1号認定と同じ給付費として特例施設型給付費となりますが、そのまま幼稚園在園を希望する場合は1号認定への切り替えを行う、または保育所へ利用施設を変更して2号認定をそのまま維持するという、状況に応じた対応を行うこととなります。

2号認定を受けるかどうかは、保護者からの認定申請によりますが、本来保育が必要で2号の申請ができる場合でも、幼稚園を希望される場合は幼稚園を通して1号認定の手続をするということになります。

また、併願する場合、市で利用調整を行って2号認定のまま、保育所に入れなかった場合、幼稚園に決定することも想定されます。

○委員

それでは、保育料は2号認定となるのでしょうか。

○事務局

幼稚園に入った場合、特例施設型給付費は1号認定子どもと同じとなるので、保育料についても1号認定子どもと同じと思われますが、今後、国の資料において確定したところでお知らせしたいと思います。

○委員

認定こども園と幼稚園の違いというのは、仮に3号認定子ども利用定員を0人と考えた場合、幼稚園は認定こども園にならなくとも認定こども園と同じ機能を果たすということになるのでしょうか。

○事務局

認定こども園は、通常の形態として両方預かれる施設ですので、通常の施設型給付で実施していくものですが、幼稚園の場合は、1号認定子どもを前提としておりますので、2号認定を受けるのはあくまで特例的な取扱いということですので、通常の施設型給付と、特例施設型給付は別枠のこととなるかと思います。

○委員

5-2の解釈は、特例の人数でしょうか。

○事務局

5-2の内容については、本来2号認定を受けることができると見込まれる子どもとなります。いわゆる教育ニーズが強い方として量の見込みにおいてはお示したところです。

○委員

ここの6万いくらの数字は、教育を希望して、しかも預かり保育を希望するという人数でしょうか。

○事務局

2号認定に該当する子どもですが、幼稚園の、教育を希望される方がここに入っているものです。

○委員

5-2のところで括弧の中に2号認定とあると、幼稚園でも2号認定が受けられると勘違いが起ころのではと思いますので、何か考慮できないでしょうか。併願者とか。

○事務局

表記を変えることができるものか県とも話し合い、適切な表記にしていきたい。

○議長

5-2については間違わないような表記にしていけることよろしいですか。

修正した場合は報告願います。

他にございませんか。ないようですので、了承したものといたします。

次に(2)八戸市次世代育成支援行動計画後期計画平成25年度実施状況について、事務局から説明願います。前回の会議で御質問のあった件についても併せて回答願います。

○事務局

まず初めに、資料2につきましては訂正がございますので、本日お配りしました差替版を御覧ください。

八戸市次世代育成支援行動計画後期計画平成25年度実施状況について御報告いたします。

これは、次世代育成支援対策推進法第8条第6項において、市町村は1年に1回、実施状況を公表するよう努めるものとされておりますので、同法に基づき報告するものです。

変更箇所は、1、基本方針ごとの実施状況の方針を、事前に郵送した資料では基本指針としておりましたので、下線部のとおり、基本方針に修正しております。

それでは、資料2について御説明いたします。

1、基本方針ごとの実施状況でございますが、計画では7つの基本方針を定め、こども家庭課において、基本的施策の33項目について第二次評価を行っております。

前回の第4回の会議でお配りしました、本日、お持ちいただいておりますが、A3版サイズの第4回会議資料5-2、平成25年度実施状況調査票を、そちらを御覧いただきますと、ページの右側に、項目ごとに第二次評価の欄を設けてございます。

この第二次評価を集計したものが資料2でございますが、星印3つの順調に取り組まれている施策が、24年度では26項目から25年度では30項目に増えております。

しかしながら、基本方針の4、子育てを支援する生活環境の整備においては、黒の星印、実施又は計画達成に向けての取組みの必要がある項目が1つあり、これは資料5-2の12ページ、事業番号153番、六日町地区くらしのみちゾーン形成事業の実績状況が83パーセントであるため、そのような評価となっておりますが、担当課へ確認したところ、26年度には目標値を達成する見込みとの回答を得ております。

次に、資料2の2、重点推進項目の達成状況につきましては、計画において、12の重点

推進項目を掲げており、その第一次評価をまとめたものです。

参考までに、資料5-2の調査票では、重点推進項目に該当する事業には、事業名に重点と記載しております。

この重点推進項目の達成状況をみますと、a評価が7項目、b評価が4項目、c評価が2項目、既に廃止又は終了した事業が2項目となっております。

24年度の達成状況と比べますと、評価がbからaへ上がった項目、あるいは評価は変わらなくても達成状況の率が上がった項目があり、全体として徐々に計画の目標が達成されてきております。

この次世代育成支援行動計画後期計画は、26年度で終了となり、27年度に向けては、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定する予定となっております。

まずは、現在の本計画の目標達成に努めるとともに、27年度からの新しい計画の策定に向けて、よりよい施策展開ができるよう、内容を精査してまいります。

以上で、八戸市次世代育成支援行動計画後期計画平成25年度実施状況に関する報告を終わります。

続きまして、事前質問及び御意見について回答いたします。

○事務局

当日配布資料3を御覧ください。

事前に頂きました御質問につきましては2点ございます。

1点目としまして、ナンバー23、産休・育休明け入所予約制度でございます。産休・育休明けに職場復帰することが確実な世帯に対し、出産前・育児休業中に入所予約を実施する制度となっております。

御質問でございますが、産休・育休明け入所予約制度が、27年度の新制度に移行後は事業の廃止をすると聞いたがそのとおりか、との内容でございます。

回答でございますが、当該制度は、保護者サービスの一環として実施していることから、新制度移行後についても継続していきたいと考えております。

なお、現在、予約入所枠は、保育所の認可定員に応じた人数を、定員超過分として確保しております。新制度移行後は、認可定員内で確保することとなります。そのため、予約入所者がなかった場合や、年度後半から入所する場合であっても、年度を通じて入所枠を確保していなければならない、施設運営上でマイナス面があることも否定できない状況にあります。

そのため、当市では、新制度移行後における当該制度の継続を目的として、制度の変更案を策定し、去る9月24日に八戸市保育連合会執行部との協議を行い、予約入所制度変更案を含め認可定員の増員を依頼したところであります。また、9月26日には、市内認定こども園関係者と打ち合わせを行った際についても、当該制度について、御協力を依頼しております。

今後は、各園に対しても、制度の変更について、御協力を求めるとともに、認可定員の増員について、重ねて依頼してまいりたいと考えております。

次に2点目ですが、ナンバー25、保育所地域活動事業でございます。老人福祉施設訪問などの世代間交流や、地域における異年齢児交流等の地域活動事業を推進することで、保

育所の持つ専門的機能を地域において活用する事業でございます。

御意見といたしまして、この事業の中の異年齢児交流事業、学童の受入れは継続していただきたい。八戸市の放課後児童健全育成事業は新制度においても継続されるが、地域によっては、規定以下の児童を保護者の希望により保育所で異年齢交流事業として受け入れている実態がある。兄弟等が入所している保護者にとっては安心でありがたい事業であるはずである、という内容でございます。

回答でございますが、当該事業は、保育所における地域の需要に応じた幅広い活動の推進を目的としており、本市では、①世代間交流、②異年齢児交流、③育児講座・両立支援、④低学年児童の受入れ、の4つの事業について、平成23年度まで実施施設に対する補助を行ってまいりました。

しかしながら、当該事業補助について概ね初期の目的を達成したと見られること、国の補助制度が平成23年度末で廃止されること、本市において保育料の中間階層、第5から12階層の軽減を実施することから、平成23年11月に事業補助の廃止について八戸市保育連合会と協議を行いました。

その結果、平成24年度から、①から③の事業に対する補助を廃止すること、④低学年児童の受入れについては、廃止に伴う影響が大きいことから、3年間の経過期間を設け、平成26年度まで事業補助を継続することが決定されたものです。

そのため本市では、協議結果に基づき一旦は事業補助を廃止することとしますが、今後、実施施設における自主事業の状況をみながら、必要性について検討してまいりたい、と考えております。

以上でございます。

○副会長（議長）

ただいま、説明をいただきました。何か御質問等、御意見ございますか。

計画目標が達成されたという良い報告がありましたが、皆様いかがでしょうか。

○委員

仲良しクラブが老人施設等を訪問し交流することは良いことなのですが、これが廃止されるという事でしょうか。

○事務局

この回答におきましては、保育所を卒園して小学校に入学した子どもを保育所で受け入れる事業があり、この事業への補助は廃止するということですので、仲良しクラブの行っている事業のことではございません。

また、保育所が市の補助を受けずに自主的に行っている事業については把握してございませんが、このような自主事業について廃止するものではございませんので、この回答において廃止とした中に、そのような自主事業は含まれていないものです。

○委員

重点推進項目の病児・病後児保育事業の推進のところ、26年度の目標値は計6か所と

理解しておりますので、先程の議事1での地域子ども・子育て支援事業の確保方策にあります、6、病児・病後児保育事業の確保方策では、既存の5施設とあるのは、6施設ということになるのではないのでしょうか。

○事務局

現在、施設の受入れ状況では、1日当たり利用平均人数が1人に満たない現状となっており、施設を増やすことが利用状況から難しいのですが、この制度を御存じない方もおられるのではないかとと思われるため、まずは制度周知をさらに図り、利用が増える状況となったときに施設増設を考えてまいりたい。

○委員

確保方策の数字については、自主事業の分も含むと考えてよいのでしょうか。

○事務局

事業計画には、自主事業の分は含んでおりません。

○委員

一時保育や子育て支援事業は幼稚園でも行っておりますので、その分も含めて近い将来の新たな確保方策となるようお願いしたいです。

○副会長（議長）

これから考慮して確保方策を考えていくということによろしいですね。

他にございませんか。それではないようですので、了承したものといたします。

続きまして、(3)その他について、委員の皆様から何かございませんか。

事務局から何かございますか。

○事務局

次回会議の開催日についてですが、前回の会議では、10月23日木曜日とお知らせしておりましたが、諸般の事情により、1日遅らせ、10月24日金曜日の13時30分から開催いたします。開催場所については、隣の第2委員会室となります。

次回の会議では、主な議案として、利用者負担額の設定案についての御審議を予定しております。以上でございます。

○副会長（議長）

ただいまの説明についてなにかございますか。

では、ないようでございますので、本日、予定していた議事は以上でございます。

これをもちまして議事を終了させていただきます。御協力ありがとうございました。では進行を司会へ戻します。

○司会

これもちまして、本日の会議を終了いたします。委員の皆様、長時間にわたり、ありがとうございました。

(閉会 14 : 45)

以上